平成２７年（フ）第５４号
鳥取県倉吉市福守町407番地14（旧住所　鳥取県米子市角盤町１丁目112番地　ラ・ポーネ１－１号）
債務者　セキ　マリア　ルイサ　マナプサル（ＳＥＫＩ　ＭＡＲＩＡ　ＬＵＩＳＡ　ＭＡＮＡＰＳＡＬ）
１　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第８４８号
広島市安佐南区相田３丁目70番23号
債務者　中林冨美子
１　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３号
香川県坂出市西大浜南１丁目９番24号
債務者　中下　利子
１　決定年月日時　平成28年２月１日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第１８４０号
福岡市早良区有田４丁目35番４－105号
債務者　龍輪　竜也
１　決定年月日時　平成28年１月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１８４１号
福岡市早良区有田４丁目35番４－105号
債務者　龍輪　和子
１　決定年月日時　平成28年１月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１９０１号
福岡県糟屋郡宇美町宇美１丁目６番22号　セジュールセピアの杜Ｂ－203号、前住所福岡市早良区室住団地31番502号
債務者　平野　泰敬
１　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第６５号
福岡市博多区住吉５丁目６番５号
債務者　奈良崎沙織（旧姓吉永）
１　決定年月日時　平成28年１月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１００号
岩手県北上市上野町４丁目19番１号　アクア・リッチＥ棟201号、旧住所岩手県北上市川岸１丁目１番39号　北上ステーションアベニューＤ102
債務者　照井真知子
１　決定年月日時　平成28年１月29日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第３号
岩手県花巻市諏訪312番地１　プロムナードＢ102
債務者　佐藤香奈江（旧姓高橋）
１　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第４号
岩手県花巻市四日町３丁目21番１号　コーポラスＳＡＷＡ202号
債務者　佐藤　一夫
１　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第５号
岩手県花巻市南城116番地１　メゾンアルカディアＢ102号
債務者　藤原さつき
１　決定年月日時　平成28年１月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年３月30日まで　盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第９号
滋賀県近江八幡市長田町667番地２
債務者　河村　勝美
１　決定年月日時　平成28年２月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第１１号
兵庫県伊丹市荒牧南４丁目15番３－19号
債務者　岡根八千代（旧姓吉井）
１　決定年月日時　平成28年１月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第６号
鳥取県米子市三本松１丁目10番19号　201号、前住所愛媛県松山市北久米町450番地１　クラール201号
債務者　徳本　恵里
１　決定年月日時　平成28年２月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２７年（フ）第８５号
広島県尾道市因島三庄町1828番地　甲田住宅３号棟305号
債務者　藤本　　力
１　決定年月日時　平成28年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２８年（フ）第３号
広島県三原市皆実５丁目12番１－104号
債務者　大橋　克彦
１　決定年月日時　平成28年２月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２７年（フ）第７１号
熊本県玉名市玉名2194番地　たまきな荘
債務者　竹下　季秋
１　決定年月日時　平成28年１月29日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年４月１日まで　熊本地方裁判所玉名支部